

会計事務所必見!

「相続登記義務化」 関連税金とクラウドサービス

- ◆ 相続登記の申請義務化で、10万円以下の過料の可能性
- ◆ 相続登記に関する税金
- ◆ 誰でも簡単に自分でできる相続登記「better相続登記」
- ◆ 会計事務所の相続業務をクラウドでかんたんに! 「NEXTA相続」

無料
Web
セミナー

2024年4月より、相続登記の申請が義務化されます。会計事務所として押さえておくべき相続登記義務化の内容と、それにまつわる税金(登録免許税等)について、司法書士が解説します。また、相続登記を自分で行いたい・費用を抑えたい方のためのWebサービス「better相続登記」と、会計事務所向け相続税申告業務のAll in Oneクラウドツール「NEXTA相続」もご紹介します。

視聴可能期間

2023年 11月28日(火) 11:30~12月4日(月) 17:00

※講演時間は約40分となります。

お申し込み期限

11月27日(月) 17:00

参加費

無料

講師



辻・本郷 司法書士法人 代表社員 近藤 隆一 (こんどう りゅういち)

2003年に同志社大学を卒業後、株式会社内田洋行(うちだようこう)にIT総合職として入社。ソフトウェア開発に10年程従事し、その後、司法書士に転向、個人事務所で5年間勤務する。2022年の年明けに退職後、2月に司法書士事務所better開設、3月に株式会社better入社。4月に司法書士法人better設立。その後、8月に辻・本郷グループとなり、辻・本郷 司法書士法人へ名称変更し代表社員に就任。

辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
執行役員 better相続事業部 部長

徳永 和喜 (とくなが かずき)

2014年、有限責任あずさ監査法人入所。公認会計士として、財務諸表監査、IPO支援などの業務に従事。2018年から株式会社better創業メンバー取締役/エンジニアとして、better相続Webアプリケーションの開発を担当。2022年10月、吸収合併により辻・本郷 ITコンサルティング株式会社の執行役員に就任。

辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
執行役員 NEXTA事業部 部長

大下 宏樹 (おおした こうき)

公認会計士/税理士。会計事務所にて法人税、所得税の実務経験を得て、2014年有限責任あずさ監査法人入所。2018年株式会社better及び税理士法人betterを創業し「better相続」運営。2022年8月経営統合により、辻・本郷 税理士法人オンライン相続事務所所長に就任。同年9月、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 better事業部執行役に就任。2023年7月より会計事務所領域でのDX化を推進するNEXTA事業部執行役に就任。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/231128
